

## 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)の概要

### 1 目的

特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除と農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、その保全と農業生産力の向上を図る。

### 2 制度概要

#### (1) 特殊土壌地帯の指定

しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ特殊土壌(シラス等特殊な火山噴出物等)に覆われているために、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定。

#### 【対象地域】 関係14県

全県指定5県：鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根

一部指定9県：大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、静岡

#### (2) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定及び事業の実施

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、国、地方公共団体が事業を実施。

#### 【対象事業】

災害防除：治山事業、河川改修事業、砂防事業等

農地改良：かんがい排水事業、畑作振興事業等

#### 【主な優遇措置】

「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用による国の負担割合のかさ上げ等